第11回教育委員会

令和 3 年 7 月 13 日 午 後 3 時 30 分 市会第 4 委員会室

案 件

報告第11号 職員の人事について

報告第11号

職員の人事について

大阪市教育委員会教育長専決規則第2条第1項により、次のとおり教育長による急施専決を行ったので、同条第2項の規定に基づき報告する。

記

別紙調書のとおり、人事異動を発令する。

(令和3年7月1日付)

調書

新補職名					補職名	職種	氏 名	備考
(係	長	級)				
市立東住吉図書館長					市立東住吉図書館勤務	司書	荒木 志寿	昇任

(参考) 大阪市教育委員会教育長専決規則(抄)

- 第2条 教育長は、緊急の必要があるときは、前条の規定にかかわらず、教育委員 会の会議において議決すべき事項を専決することができる。
- 2 教育長は、前項の規定による専決を行つたときは、次の教育委員会の会議においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。